

別紙(四)

要求書

- 一 象樂社は常員親睦會ヲ 即將公認スルコト
- 二 給料一ヶ月ニ付金三圓也ヲ 權上スルコト
- 三 使用人ノ 不當解雇ラセサルコト
- 四 但シ本會ニ於テ 審議ノ上ニ 是レタルトモハ 此限リニ 限ス
- 五 退店手書 支給制ヲ 左ノ如ク 規定セヨリ 設クルコト
- 六 規定ニ 從業員生活期間 在月ヲ 一期トシ 二期ニ付金四圓也ヲ 支給ス
- 七 讀者 勸誘 八年三回 以下トシ 絶対ニ 爲償セサルコト
- 八 使用人 病氣ニ 付スレバ 手当 勤與 義務ヲ 果スルコト
- 九 職務ニ 於ケル 身體 損傷 補償 補給ニ 於テハ 治療費ノ 全額 及 休職中ノ 食費ヲ 給與スルコト
- 十 軍ナル 疾病ニ 付シテハ 治療費ノ 中費 並ニ 休職中ノ 食費ハ 均給與スルコト
- 十一 右ノ 条々 要 求 仕候也

昭和五年十一月二十二日

象樂社 常員親睦會

泉橋支店、京橋支店、中込支店、新宿支店、中野一丁目支店、中野二丁目支店、阿佐ヶ谷支店

松本豊一殿



勞務第四三四六號

5.12.5  
1974

昭和五年十一月二十九日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長 官殿  
大阪府知事 事殿

象樂社新聞店 勞働号誌ニ 関スル件 (第二報)

要旨 一 勞働号誌ニ 事業主ノ 臨時雇其他ニ 營業主ノ 不勞働者ハ 三六日以内ニ 要書ヲ 提出ス

二 京橋新橋南等 阿佐ヶ谷 多摩郡等

標記号誌ニ 就テハ 既報ノ 處其後ノ 經過左記ノ 通り